

○総務省告示第二百十二号

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号の規定に基づき、平成九年郵政省告示第五百七十四号（電気通信番号規則の細目を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月九日

総務大臣 新藤 義孝

別表第一号中

224	東京都八王子市、神奈川県相模原市（相模湖町及び藤野町に限る。）	42	C D E
225	東京都町田市（三輪町及び三輪緑山を除く。）、神奈川県相模原市（磯部、相模湖町、新磯野一丁目及び三丁目から五丁目まで、新戸、相武台、相武台団地並びに藤野町を除く。）、座間市（相模が丘一丁目及び五丁目に限る。）	42	C D E

を

224	東京都八王子市、神奈川県相模原市緑区（小原、小淵、佐野川、澤井、寸沢嵐、千木良、名倉、日連、牧野、吉野、与瀬、与瀬本町及び若柳に限る。）	42	C D E
-----	--	----	-------

225	東京都町田市（三輪町及び三輪緑山を除く。）、神奈川県相模原市（緑区（小原、小渕、佐野川、澤井、寸沢嵐、千木良、名倉、日連、牧野、吉野、与瀬、与瀬本町及び若柳に限る。）及び南区（磯部、新磯野一丁目及び三丁目から五丁目まで、新戸、相武台並びに相武台団地に限る。）を除く。）、座間市（相模が丘一丁目及び五丁目に限る。）	42	C D E
-----	--	----	-------

」

229	千葉県佐倉市、千葉市（花見川区横戸町及び柏井町を除く。）、八街市、四街道市、印旛郡酒々井町	43	C D E
-----	---	----	-------

」

229	千葉県佐倉市、千葉市（花見川区（柏井、柏井町及び横戸町に限る。）を除く。）、八街市、四街道市、印旛郡酒々井町	43	C D E
-----	--	----	-------

」

236-2	神奈川県厚木市、海老名市、相模原市（磯部、新磯野一丁目及び三丁目から五丁目まで、新戸、相武台並びに相武台団地に限る。）、座間市（相模が丘一丁目及び五丁目を除く。）、	46	C D E
-------	--	----	-------

」

	大和市、愛甲郡		
--	---------	--	--

236-2	神奈川県厚木市、海老名市、相模原市南区（磯部、新磯野一丁目及び三丁目から五丁目まで、新戸、相武台並びに相武台団地に限る。）、座間市（相模が丘一丁目及び五丁目を除く。）、大和市、愛甲郡	46	C D E
-------	---	----	-------

247	千葉県鎌ヶ谷市（くぬぎ山一丁目から四丁目までを除く。）、千葉市（花見川区横戸町及び柏井町に限る。）、習志野市、船橋市（上山町一丁目、古作町、古作、西船五丁目から七丁目まで、東中山、藤原一丁目及び二丁目、二子町、本郷町並びに本中山を除く。）、八千代市、白井市	47	C D E
248	千葉県東金市、山武市（松尾町を除く。）、山武郡（大網白里町及び九十九里町に限る。）、	475	D E

247	千葉県鎌ヶ谷市（くぬぎ山一丁目から四丁目までを除く。）、	47	C D E
-----	------------------------------	----	-------

	千葉市花見川区（柏井、柏井町及び横戸町に限る。）、習志野市、船橋市（上山町一丁目、古作町、古作、西船五丁目から七丁目まで、東中山、藤原一丁目及び二丁目、二子町、本郷町並びに本中山を除く。）、八千代市、白井市		
248	千葉県大網白里市、東金市、山武市（松尾町を除く。）、山武郡九十九里町	475	D E

こ

253	千葉県旭市、山武市松尾町、匝瑳市、香取郡多古町、山武郡（芝山町及び横芝光町に限る。)	479	D E
-----	--	-----	-----

せ

253	千葉県旭市、山武市松尾町、匝瑳市、香取郡多古町、山武郡（九十九里町を除く。)	479	D E
-----	--	-----	-----

こ

256	埼玉県加須市（飯積、伊賀袋、小野袋、柏戸、駒場、栄、本郷、向古河、麦倉、柳生及び陽光台を除く。）、久喜市、幸手市、北葛飾郡杉戸町、南埼玉郡	480	D E
-----	---	-----	-----

せ

256	埼玉県加須市（飯積、伊賀袋、小野袋、柏戸、駒場、栄、本郷、向古河、麦倉、柳生及び陽光台を除く。）、久喜市、幸手市、白岡市、北葛飾郡杉戸町、南埼玉郡	480	D E
-----	---	-----	-----

363	大阪府池田市空港、大阪市（東住吉区矢田七丁目及び平野区長吉川辺四丁目を除く。）、門真市（石原町、泉町、一番町、大倉町、垣内町、桑才新町、幸福町、寿町、栄町、小路町、新橋町、末広町、月出町、堂山町、殿島町、中町、浜町、速見町、東田町、深田町、古川町、本町、松生町、松葉町、御堂町、向島町、元町、柳田町及び柳町に限る。）、吹田市、摂津市（北別府町、新在家、正雀、正雀本町、庄屋、千里丘、千里丘東四丁目及び五丁目、西一津屋、浜町、東正雀、東一津屋、東別府、一津屋、別府、三島、南千里丘及び南別府町に限る。）、豊中市、東大阪市（旭町、池島町、池之端町、出雲井町、出雲井本町、稲葉、今米、岩田町（三丁目を除く。）、	6	B C D E
-----	--	---	---------

」

	<p>瓜生堂一丁目、加納、上石切町、上四条町、上六万寺町、川中、川田、河内町、神田町、喜里川町、北石切町、客坊町、日下町、五条町、鴻池、古箕輪、桜町、四条町、島之内、下六万寺町、昭和町、新池島町、新鴻池町、新町、末広町、角田、善根寺町、鷹殿町、宝町、立花町、玉串町西、玉串町東、玉串元町、豊浦町、鳥居町、中石切町、中新開、中野、南莊町、西石切町、西岩田一丁目、額田町、布市町、箱殿町、花園西町、花園東町、花園本町、東石切町、東鴻池町、東豊浦町、東山町、菱江、菱屋東、瓢箪山町、本庄中一丁目、本町、松原、松原南、水走、南四条町、箕輪、御幸町、元町、山手町、弥生町、横小路町、横枕、横枕西、横枕東、吉田、吉田本町、吉田下島、吉原、六万寺町及び若草町を除く。）、守口市、八尾市（竹渚、竹渚西及び竹渚東に限る。）、兵庫県尼崎市</p>		
--	---	--	--

地

363	大阪府池田市空港、大阪市（東住吉区矢田七丁目及び平野区	6	B C D E
-----	-----------------------------	---	---------

長

	<p>長吉川辺四丁目を除く。)、門真市(石原町、泉町、一番町、大倉町、垣内町、桑才新町、幸福町、寿町、栄町、小路町、新橋町、末広町、月出町、堂山町、殿島町、中町、浜町、速見町、東田町、深田町、古川町、本町、松生町、松葉町、御堂町、向島町、元町、柳田町及び柳町に限る。)、吹田市、摂津市(北別府町、新在家、正雀、正雀本町、庄屋、千里丘、千里丘東四丁目及び五丁目、西一津屋、浜町、東正雀、東一津屋、東別府、一津屋、別府、三島、南千里丘及び南別府町に限る。)、豊中市、東大阪市(旭町、池島町、池之端町、出雲井町、出雲井本町、稲葉、今米、岩田町(三丁目を除く。)、瓜生堂一丁目、加納、上石切町、上四条町、上六万寺町、川中、川田、河内町、神田町、喜里川町、北石切町、北鴻池町、客坊町、日下町、五条町、鴻池町、鴻池徳庵町、鴻池本町、鴻池元町、古箕輪、桜町、四条町、島之内、下六万寺町、昭和町、新池島町、新鴻池町、新町、新庄、末広町、角田、善根寺町、鷹殿町、宝町、立花町、玉串町西、玉串町東、玉串</p>		
--	---	--	--

	元町、豊浦町、鳥居町、中石切町、中新開、中野、中鴻池町、南荘町、西石切町、西岩田一丁目、西鴻池町、額田町、布市町、箱殿町、花園西町、花園東町、花園本町、東石切町、東鴻池町、東豊浦町、東山町、菱江、菱屋東、瓢箪山町、本庄中一丁目、本町、松原、松原南、水走、南鴻池町、南四条町、箕輪、御幸町、元町、山手町、弥生町、横小路町、横枕、横枕西、横枕南、吉田、吉田本町、吉田下島、吉原、六万寺町及び若草町を除く。）、守口市、八尾市（竹渕、竹渕西及び竹渕東に限る。）、兵庫県尼崎市		
--	---	--	--

372	大阪府柏原市、羽曳野市、東大阪市（旭町、池島町、池之端町、出雲井町、出雲井本町、稲葉、今米、岩田町（三丁目を除く。）、瓜生堂一丁目、加納（一丁目から四丁目までに限る。）、上石切町、上四条町、上六万寺町、川中、川田、河内町、神田町、喜里川町、北石切町、客坊町、日下町、五条町、鴻池、古箕輪、桜町、四条町、島之内、下六万寺町、昭	72	C D E
-----	--	----	-------

	和町、新池島町、新鴻池町、新町、末広町、角田、善根寺町、鷹殿町、宝町、立花町、玉串町西、玉串町東、玉串元町、豊浦町、鳥居町、中石切町、中新開、中野、南荘町、西石切町、西岩田一丁目、額田町、布市町、箱殿町、花園西町、花園東町、花園本町、東石切町、東鴻池町、東豊浦町、東山町、菱江、菱屋東、瓢箪山町、本庄中一丁目、本町、松原、松原南、水走、南四条町、箕輪、御幸町、元町、山手町、弥生町、横小路町、横枕、横枕西、横枕東、吉田、吉田本町、吉田下島、吉原、六万寺町及び若草町に限る。)、藤井寺市、八尾市(竹湊、竹湊西及び竹湊東を除く。)		
--	---	--	--

た

372	大阪府柏原市、羽曳野市、東大阪市(旭町、池島町、池之端町、出雲井町、出雲井本町、稲葉、今米、岩田町(三丁目を除く。))、瓜生堂一丁目、加納(一丁目から四丁目までに限る。))、上石切町、上四条町、上六万寺町、川中、川田、河内町、神田町、喜里川町、北石切町、北鴻池町、客坊町、日	72	C D E
-----	---	----	-------

	<p>下町、五条町、鴻池町、鴻池徳庵町、鴻池本町、鴻池元町、古箕輪、桜町、四条町、島之内、下六万寺町、昭和町、新池島町、新鴻池町、新町、新庄、末広町、角田、善根寺町、鷹殿町、宝町、立花町、玉串町西、玉串町東、玉串元町、豊浦町、鳥居町、中石切町、中新開、中野、中鴻池町、南荘町、西石切町、西岩田一丁目、西鴻池町、額田町、布市町、箱殿町、花園西町、花園東町、花園本町、東石切町、東鴻池町、東豊浦町、東山町、菱江、菱屋東、瓢箪山町、本庄中一丁目、本町、松原、松原南、水走、南鴻池町、南四条町、箕輪、御幸町、元町、山手町、弥生町、横小路町、横枕、横枕西、横枕南、吉田、吉田本町、吉田下島、吉原、六万寺町及び若草町に限る。）、藤井寺市、八尾市（竹渕、竹渕西及び竹渕東を除く。）</p>		
--	---	--	--

」

382	<p>奈良県奈良市（藺生、荻、小倉、小山戸、上深川、甲岡、下深川、白石、相河、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬嵩、月</p>	742	D E
-----	---	-----	-----

	ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬桃香野、友田、吐山、針、針ヶ別所、馬場、南之庄及び来迎寺を除く。)		
--	---	--	--

セ

382	奈良県奈良市（藺生町、荻町、小倉町、上深川町、下深川町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬桃香野、都祁小山戸町、都祁甲岡町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、都祁相河町、都祁友田町、都祁吐山町、都祁馬場町、都祁南之庄町、針ヶ別所町、針町及び来迎寺町を除く。)	742	D E
-----	---	-----	-----

シ

383-2	大阪府四條畷市（上田原、さつきヶ丘、下田原、田原台及び緑風台に限る。）、京都府相楽郡（笠置町及び南山城村に限る。）、奈良県生駒市、宇陀市室生区（小原、染田、多田及び無山に限る。）、天理市、奈良市（藺生、荻、小倉、小山戸、上深川、甲岡、下深川、白石、相河、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬桃香野、	743	D E
-------	---	-----	-----

セ

	友田、吐山、針、針ヶ別所、馬場、南之庄及び来迎寺に限る。)、 大和郡山市、生駒郡安堵町、磯城郡川西町下永、山辺郡		
--	---	--	--

383-2	大阪府四條畷市（上田原、さつきヶ丘、下田原、田原台及び 緑風台に限る。）、京都府相楽郡（笠置町及び南山城村に限 る。）、奈良県生駒市、宇陀市（室生小原、室生染田、室生 多田及び室生無山に限る。）、天理市、奈良市（藺生町、荻 町、小倉町、上深川町、下深川町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、 月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬桃香野、都祁小 山戸町、都祁甲岡町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、都祁相 河町、都祁友田町、都祁吐山町、都祁馬場町、都祁南之庄町、 針ヶ別所町、針町及び来迎寺町に限る。）、大和郡山市、生 駒郡安堵町、磯城郡川西町下永、山辺郡	743	D E
-------	---	-----	-----

388	奈良県宇陀市（室生区（小原、染田、多田及び無山に限る。）、 を除く。）、宇陀郡	745	D E
-----	--	-----	-----

」

」

388	奈良県宇陀市（室生小原、室生染田、室生多田及び室生無山を除く。）、宇陀郡	745	D E
-----	--------------------------------------	-----	-----

」

607	熊本県熊本市、合志市、阿蘇郡西原村、上益城郡（山都町を除く。）、菊池郡	96	C D E
608	熊本県宇城市、宇土市、上天草市大矢野町、下益城郡、八代郡氷川町（高塚及び吉本に限る。）	964	D E

」

607	熊本県熊本市（南区（城南町赤見、城南町阿高、城南町碓、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町鱒瀬に限る。）を除く。）、合志市、阿蘇郡西原村、上益城郡（山都町を除く。）、菊池郡	96	C D E
-----	--	----	-------

608	熊本県宇城市、宇土市、上天草市大矢野町、熊本市南区（城南町赤見、城南町阿高、城南町碓、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町鰐瀬に限る。）、下益城郡、八代郡氷川町（高塚及び吉本に限る。）	964	D E
-----	--	-----	-----

」

」

改め、同表注の「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。